

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 441

平成19年10月29日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経	営
---	---

税務会計

中小に会計参与導入が拡大 決算の信頼度増し信用向上

公認会計士や税理士が株主総会で選任され役員に就く会計参与。精度の高い決算書を作成する目的で設けられた本制度の導入数は、06年の会社法施行時には極めて低かった。1年余り経た現在、関心度は徐々に広がり、導入企業は1000社を超えたと見られる。これは日本税理士会連合会、日本公認会計士協会に申請した会計参与就任の身分証明書発行枚数の合計件数に加えて、1人で複数企業の参与就任や会計事務所が法人として就任するケースを含めた推計によるもの。

拡大する会計参与導入の最大の理由は決算への信頼度が高まることにある。取引先や金融機関は会計参与が認めた決算書を判断の基本とするからだ。景気回復気運に新規事業を展開したい中小企業は資金調達上のメリットも大きい。

日本税理士会連合会によると、三菱東京UFJ銀行の金利低減・個人保証免除のほか、中央三井信託銀行、新銀行東京、埼玉りそな銀行、北洋銀行など地銀や信金等、金融機関の十数行が、会計参与導入企業に金利優遇や保証人不要などの優遇策を講じている。

会社法施行時は金融機関側の理解不足もあり導入メリットが薄いとされていた。大企業はコスト低減やコンプライアンス面から取り引き先を峻別する傾向が強い。技術力、価格競争力に加え、自社をアピールするためにも会計参与導入は企業評価の条件となりそうだ。

“ふるさと納税”5000円超寄附金を 個人住民税の1割上限に税額控除

納税者の選択で自分の住む地域以外の自治体に個人住民税の一部を寄附できる「ふるさと納税」構想の枠組が明らかになった。総務省のふるさと納税研究会は、地方自治体への寄附金に対して、個人住民税の1割を上限に5000円を超える寄附金相当額を個人住民税から税額控除する新制度を提案する報告書を公表した。政府はこの報告書をたたき台に具体的な制度設計を検討し、2008年度税制改正での実現を目指す。

「ふるさと納税」制度における「ふるさと」となる地方自治体は、納税者の意思を尊重して納税者が選択するところを「ふるさと」と認め、都道府県と市区町村の双方を対象とする。また、現行の寄附税制では、自治体に対する寄附金は所得控除の対象とされているが、税額控除方式のほうが納税者には分かりやすく、貢献意欲も湧くとして、適用下限額を超える額の全額を控除する方式を提案している。

ただし、控除適用額については、個人住民税における納税者間の公平性の確保の観点から、個人住民税所得割の税額の1割の上限を設けるとともに、事務が過度に煩雑になることを避け、比較的少額の寄附を行う納税者に配慮し、適用下限額を現行の10万円から大幅に引き下げて5000円とする。また、納税者にとって「使いやすい」仕組みとするため、寄附申請と税額控除を受けるまでの納税者の手続きや申告様式の簡素化についても検討する。

今週のキーワード

会計参与	06年5月に施行された会社法で新設された制度。取締役や執行役員と決算書を作り、決算書の虚偽記載や改ざんを防ぐ役割を担い株主総会で説明する。決算書を会社とは別に5年間保存し、株主や債権者からの請求に応じて開示する。また会計参与報告書も作成する。株式会社は規模に関係なく任意に設置できるが、会計監査人や監査役のない中小企業が設置することを想定したもの。しかし、義務化されていないため、当初は導入に経営者側の消極的な点が懸念されていた。
------	---

配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください